

## 南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定を求める意見書

高知県を初め各都道府県においては、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震・津波に備える防災・減災対策に全力で取り組んでいる。

そうした中、3月31日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」では、その地震規模は、震度の推計ではマグニチュード9.0、津波の推計では9.1と、これまでに発生した海溝型地震における最大クラスのものとして設定された。

その結果、本県では震度7が想定される地域が県内34市町村のうち30市町村と県内のほぼ全域に及ぶとともに、津波に関しては、県内沿岸19市町村のうち10市町で想定津波高が20メートルを超え、最大津波高は34.4メートルと推計されるという、全国的に見ても最も厳しく、想像を絶する推計結果となり、対策のさらなる加速化と抜本的強化が急務となっている。

今回の発表数値は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波を推計したものとはいえ、地方自治体ではこうしたことも起こり得ることも常に念頭に置きながら、住民の生命と財産を守るための対策を進めなければならない。

南海トラフの巨大地震は、一たび発生すれば国の盛衰を左右する超巨大災害を引き起こすものであり、今後、明らかにされる人的・物的被害想定を踏まえて、何より尊い生命を確実に守るとともに、これまでの「防災」に「減災」の視点を加え、その被害を最小限にとどめるための対策強化に向けて、それぞれの地方自治体はもとより、国家としても最重要課題に位置づけて取り組んでいくことが急務である。

よって、国におかれては、南海トラフで発生が危惧される巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、次の事項について早期に実現するよう強く求める。

以下の項目を盛り込んだ「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」を制定すること。

- 1 観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
- 2 巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
- 3 巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急活動要領の策定

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務省大臣  
内閣官房長官  
復興担当大臣  
国家戦略担当大臣  
経済財政政策担当大臣  
防災担当大臣

} 様